

茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後に心身の不調等により家事及び育児を行うことが困難な者の身体的又は精神的な負担を軽減するために実施する茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業（以下「本事業」という。）は、妊婦又は産婦の自宅にヘルパーを訪問させ、別表第1に掲げる家事及び育児の援助（以下「サービス」という。）を行うものとする。

2 市長は、本事業を、適切な運営が確保できると認められる事業者に委託するものとする。

(対象者)

第3条 産前に本事業を利用することができる者は、本市に住所を有する妊婦であって、心身の不調等により支援が必要な者とする。

2 産後に本事業を利用することができる者は、本市に住所を有する出産後6月未満（妊娠36週6日までに出産した場合は、修正月齢によるものとする。）の産婦であって、心身の不調等により支援が必要な者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めた者は、本事業を利用することができる。

(サービスを利用できる時間及び回数)

第4条 サービスの利用は、1日につき2回を限度とする。

2 サービスの利用は、2時間までを1回とする。

3 前条第1項に該当する者が本事業を利用できる回数は、20回とする。

4 前条第2項に該当する者が本事業を利用できる回数は、20回（多胎児を出産した者にあつては、40回）とする。

(サービスを提供する日、時間帯及び場所)

第5条 サービスを提供する日は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）とする。

2 サービスを提供する時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

3 訪問する場所は対象者の自宅とし、それ以外の場所への訪問は行わない。

(利用の申請)

第6条 産前にサービスを利用しようとする者は、サービスの利用を希望する日の7日前までに茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業利用申請書（第1号様式）（以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行う者は、診断書又は母性健康管理指導事項連絡カードを申請書に添えて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりこれらの提出が困難な場合は、この限りでない。

3 産後にサービスを利用しようとする者は、妊娠32週0日からサービスの利用を希望する日の7日前までに申請書を市長に提出しなければならない。第1項の規定による申請をした者も、同様とする。

(利用の承認及び不承認)

第7条 市長は前条の規定による申請があった場合において、本事業の利用の承認をするときはその旨を、承認しないときはその旨及び承認しない理由を、同条第1項又は第3項の規定により申請した者に通知するものとする。

(利用の調整)

第8条 前条の規定により利用の承認を受けた者は、市長から本事業の実施に係る委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）に連絡し、利用日時及びサービス内容等の詳細について取り決めることとする。

(申請内容の変更又は中止)

第9条 第7条の規定による承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたとき又は本事業の利用を中止しようとするときは、茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー利用変更（中止）届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第10条 サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、サービスの利用1回につき1,500円を受託事業者が定める方法により支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) サービスを利用する年度（4月から6月までにサービスを利用する場合にあっては、前年度）において市民税非課税世帯に属する者

(3) 市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、生活必需品の買物の代金、保育園等への送迎同行の交通費その他のサービスの提供に際し生じた実費は、利用者の負担とする。

(日時の変更又は取消し)

第 1 1 条 利用者は、サービスを利用する日時又は内容を変更する場合は、利用しようとする日の前日の午後 5 時まで（利用する予定の事業者の定める休業日を除く。）に受託事業者に連絡しなければならない。これを経過した後に連絡をした場合は、利用者は、別表第 2 に定める額を受託事業者を支払わなければならない。

（ヘルパーの要件）

第 1 2 条 ヘルパーは、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

（1）保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭若しくは介護福祉士の資格を有する者、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 条第 1 項に規定する者又は子育てに関する事業に従事した経験のある者であること。

（2）家事及び育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者であること。

（身分証明書の携行等）

第 1 3 条 ヘルパーは、サービスを提供する際に、受託事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者に提示しなければならない。

（事業実施責任者の確保）

第 1 4 条 受託事業者は、ヘルパーからの利用者についての相談に応じる体制を確保するため、保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護福祉士のいずれかの資格を有する事業実施責任者を置かなければならない。

（書類の保管及び廃棄）

第 1 5 条 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する書類を整備し、5 年間保存しなければならない。この場合において、所定の場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 前項に規定する保存年限の過ぎた書類は、裁断又は溶解処理を実施し、廃棄するものとする。

（補則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する

別表第 1 （第 2 条関係）

育児に関するもの	授乳補助 もくよくも 沐浴補助 おむつ交換 適切な育児環境の整備 保育園等への送迎同行 その他必要な育児援助
家事に関するもの	食事の準備及び後片付け 衣類の洗濯 居室等の清掃、整理整頓 生活必需品の買物 その他必要な家事援助

別表第 2（第 1 1 条関係）

派遣前日の午後 5 時から当日出発するまでに連絡した場合	8 0 0 円
連絡しなかった場合又は出発後に連絡した場合	1, 5 0 0 円

茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

私は、茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業の利用を申請します。

申請者	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生 () 歳
	住所	〒 ー 茅ヶ崎市 電話番号 ()		
	出産予定日	年 月 日 (妊娠 週)	出産日	年 月 日生 (妊娠期間 週間)
世帯 (申請者を除く。)	氏名	申請者 との続柄	生年月日	勤務先・学校の名称
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
世帯区分	☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 (確認事項) ☐ 課税状況の確認を行うため、マイナンバーを関係機関との情報連携等に使用することに同意します。ただし、税情報（全部又は一部）の取得ができなかった場合は、市区町村民税課税証明書の提出をします。			
申請理由	☐ 妊娠中で心身の不調があり、支援を必要とするため。 ☐ 出産後6か月未満で、支援を必要とするため。 ☐ その他 ()			

情報提供に関する同意書	
(宛先) 茅ヶ崎市長 茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業利用申請書に記載のある情報及び市の保有する情報をヘルパー事業者へ情報提供することに同意します。また、利用者の健康状態等について、ヘルパー事業者が専門職による支援が必要と判断した場合、市保健師、母子コーディネーターによる支援計画作成のために情報提供することに同意します。	
年 月 日	申請者氏名

年 月 日

（宛先） 茅ヶ崎市長

住所

氏名

電話番号

利用者番号

茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー利用変更（中止）届出書

茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー利用変更（中止）について、次のとおり届け出ます。

1 変更（中止）事由発生年月日 年 月 日

2 変更（中止）事由

--